



在カンボジア日本国大使館
～在留邦人の皆様へ～

平成26年4月23日

邦人男性運転による物件交通事故発生に伴う注意喚起

- 1 4月某日未明、飲酒運転をしていた在留邦人男性による物件交通事故がプノンペン都内で発生しました。本人に怪我はなく、他の交通が無かったため、幸い、人身事故には至りませんでした。しかし、一步間違えれば、本人のみならず、他の車両や歩行者を巻き込む大惨事になっていた可能性は否定できません。皆様、車を運転される際はくれぐれもご注意ください。
- 2 カンボジアの道路交通法によると、
 - 酒気帯び運転
6,000リエル（オートバイ）、12,000リエル（乗用車）の罰金
 - 酒酔い運転
6日以上6ヶ月以下の収監及び25,000リエル以上100,000リエル以下の罰金となっており、飲酒運転をして人身事故や死亡事故を起こした場合、被害者や遺族のみならず、本人の人生をも大きく狂わせます
- 3 カンボジア国内において、車を運転される方は、以下の点に留意され、交通事故防止に努めて下さい。
 - 車を運転する際はシートベルト、オートバイを運転する時は必ずヘルメットを着装する。
 - 有効な運転免許証を携帯する。
 - スピードを出しすぎない。又、交通法規を遵守する。
 - 夜間の運転は控える。又、止むを得ず夜間に運転する場合は、交差点の信号機が点滅信号になっていることが多い（車両双方に安全確認の義務が生じる）為、交差点に進入する際は安全確認を怠らない。
 - 飲酒運転は絶対にしない。
 - 日頃から車両の手入れを怠らない。
 - 事故にあった場合は、早急に警察及び保険会社に通報する。

- 4 カンボジア国内の事故発生状況及び交通安全対策については、2014年4月の安全情報を御参照ください。

<http://www.kh.emb-japan.go.jp/security/anzen/2014/20140331.pdf>

- 5 何らかの被害に遭われたとき等には当大使館領事班までご連絡ください。

在カンボジア日本国大使館 領事班

電話：023-217-161～164

電話交換業務時間：平日午前8時～正午、午後2時～午後5時45分

領事窓口対応時間：平日午前8時～正午、午後2時～午後4時30分

緊急連絡先（平日昼休み）：012-835430

緊急連絡先（平日夜間及び休館日）：078-283-587

大使館ホームページ：<http://www.kh.emb-japan.go.jp>

Eメール宛先：consular.jpn@pp.mofa.go.jp

【お願い：在留届の内容に変更がある場合や帰国の場合には、必ず当館にご連絡下さい。】